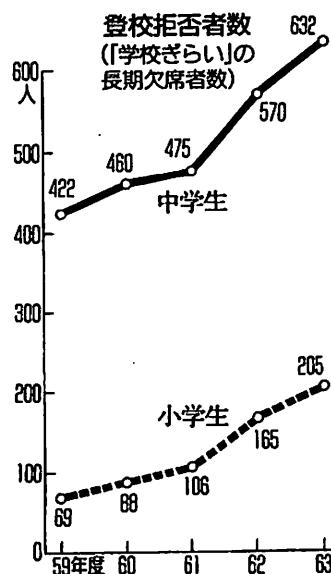
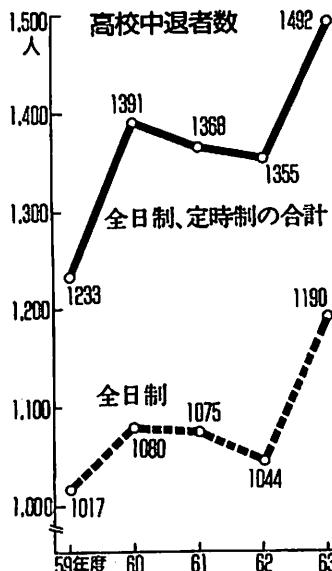


【資料1】高校中退者・登校拒否児急増



資料室

前年比137人増の1492人

小中の登校拒否も急増

解決に特効策なく事態深刻化

（朝日）

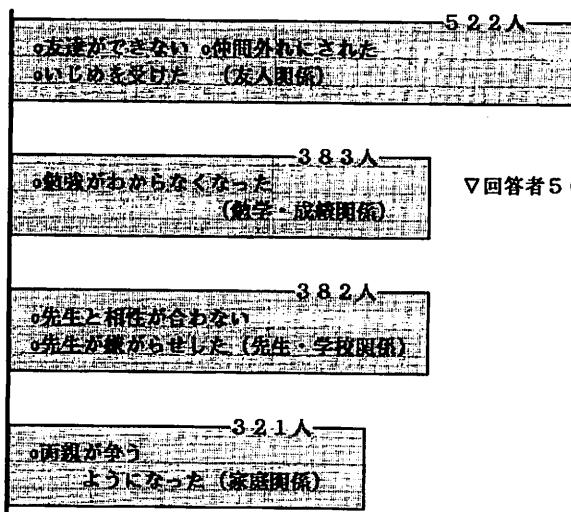
六十二年四月から今春同様の一年間で全国の登校拒否者が急増した。これが、県教育委員会によれば、県内では「学校がいい」といひながら、登校拒否でわざわざだ。今春の登校拒否者数は、小中学生とも、先の登校拒否者が増加する傾向にあるといひ、その原因は、家庭問題や社会問題など多岐にわたる。一方、六三年度には、中学生登校拒否者数が、前年比137人増の1492人となり、小中の登校拒否も急増した。これは、小学校登校拒否者が、登校拒否の原因となる家庭問題や社会問題など、多岐にわたる。一方、六三年度には、中学生登校拒否者数が、前年比137人増の1492人となり、小中の登校拒否も急増した。これは、小学校登校拒否者が、登校拒否の原因となる家庭問題や社会問題など、多岐にわたる。

（朝日）一九八九・八・一八 新潟版より

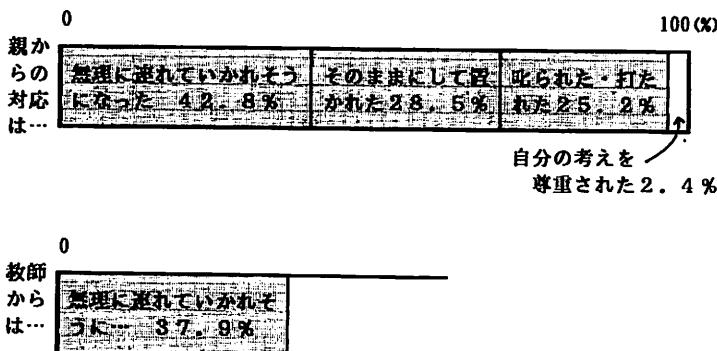
【資料2】不登校児の意識と実態（小学校高学年生～中学生：全国）

不登校児の意識と実態 (小学校高学年生～中学生：全国)

1. 学校へ行かなくなった原因（複数回答）



2. 学校へ行けなくなった時の周囲の対応



3. 自由意見のなかから

- ◇校長に、精神科に入院するなら進級させてやると言われた。
- ◇無理やり連れていかれたら友達から「なぜ来たんだ」と言われ、ショックが何十倍にもなった。

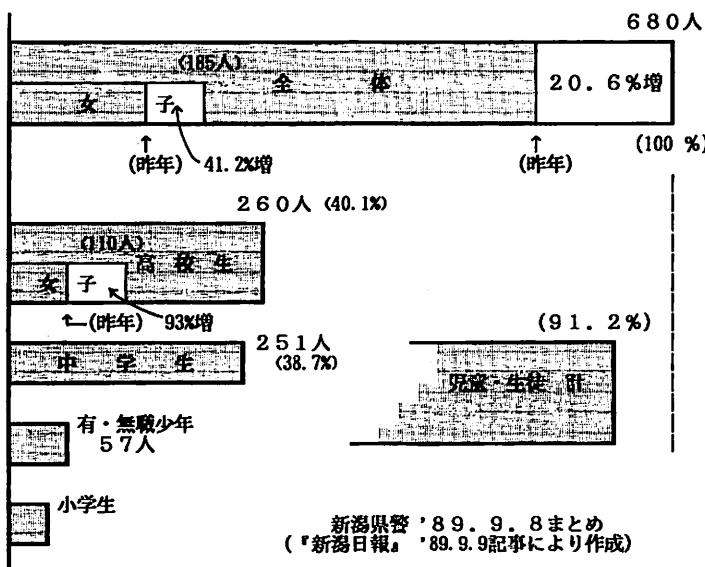
※この調査は、法務省人権擁護局が、昨年11～12月に、民間塾・養護学校相談所などの施設に通う、小学校高学年と中学校相当の不登校児3019人を対象にアンケート調査し、509人からの回答を得てまとめ'89年9月10日付で発表したものである。

なお、同人権擁護局は、「ともかく学校に行かせようという努力ばかりで、冷静に原因を調べ、良い方法を取ろうという努力が後回しになっている」と指摘している。

(『赤旗』'89.9.11 の記事から引用・作成)

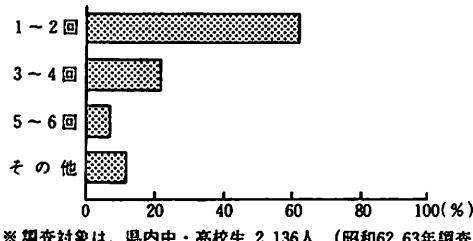
【資料3】1989年夏休み期間中(7/21～8/31)の県内非行少年補導状況

1989年度夏休み期間中(7/21～8/31)の県内非行少年補導状況

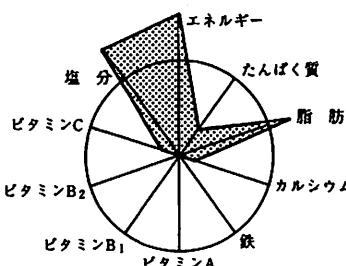


【資料4】生徒の朝食欠食状況
 (新潟県立教育センター調)

朝食の欠食状況(一週間当たりの回数)



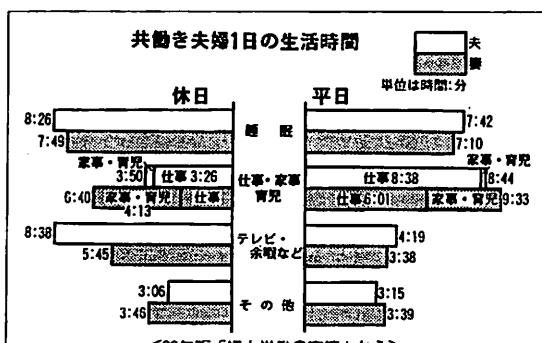
朝食を欠食し、スナック、
 ジュース類を食べたときの
 摂取量の例



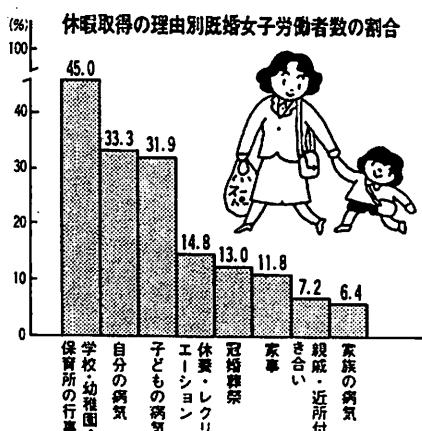
【資料5】親たちの労働実態

※ 円は1日の望ましい摂取量の $\frac{1}{3}$ を100とした場合
 ※ 資料は県立教育センター調べ

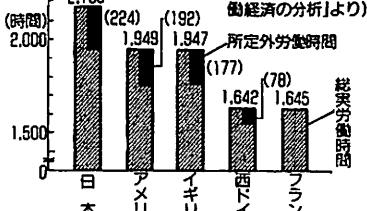
(新潟県教育委員会
 「教育月報」1989年7月号より)



(「毎日」1988.11.7より)



労働時間の国際比較(推計値、原則として製造業



資料出所: ECおよび各国情報、労働省時間部門
 労働時間調査

(注) 1) フランスの所定外労働時間は不明

2) 事業所規模は、日本5人以上、アメリカ
 全規模、その他は10人以上

3) 常用パートタイムを含む

(「朝日」1989.8.1より)

(労働省「子どものいる既婚女子労働者の
 生活実態調査」「赤旗」89.10.12より)

【資料6】保護者が負担した教育費（1987年度）

昭和62年度 学校教育費の支出構成

区分	小学校	中学校	高等学校		幼稚園	
	公立	公立	公立	私立	公立	私立
学校教育費	51,622円 (100.0%)	103,952円 (100.0%)	240,520円 (100.0%)	539,850円 (100.0%)	94,561円 (100.0%)	216,087円 (100.0%)
教科書費	… (...)	… (...)	4,731 (2.0)	5,302 (1.0)	… (...)	… (...)
教科書以外 の図書費	4,627 (9.0)	7,692 (7.4)	4,731 (2.0)	7,441 (1.4)	3,489 (3.7)	3,998 (1.9)
学用品・実験 実習材料費	15,641 (30.3)	22,879 (22.0)	16,195 (6.7)	25,050 (4.6)	5,861 (6.2)	6,990 (3.2)
教科外 活動費	3,386 (6.5)	12,562 (12.1)	18,692 (7.8)	25,944 (4.8)	1,496 (1.6)	2,800 (1.3)
保健衛生費	119 (0.2)	218 (0.2)	500 (0.2)	586 (0.1)	219 (0.2)	475 (0.2)
交通費	1,671 (3.2)	11,371 (10.9)	45,095 (18.7)	83,937 (5.5)	1,925 (2.0)	13,324 (6.2)
通学用品費	10,146 (19.7)	12,009 (11.6)	10,973 (4.6)	14,367 (2.7)	8,090 (8.5)	7,285 (3.4)
その他	3,599 (7.0)	4,623 (4.4)	7,203 (3.0)	11,448 (2.1)	5,833 (6.2)	7,635 (3.5)
授業料	… (...)	… (...)	78,166 (32.5)	200,264 (37.1)	55,250 (58.4)	132,264 (61.2)
修学旅行・ 遠足・見学費	4,834 (9.4)	18,924 (18.2)	24,590 (10.2)	33,059 (6.1)	2,212 (2.3)	3,029 (1.4)
学級費	3,175 (6.2)	3,364 (3.2)	2,794 (1.2)	2,633 (0.5)	2,190 (2.3)	482 (0.2)
児童会・ 生徒会費	92 (0.2)	1,279 (1.2)	5,740 (2.4)	4,780 (0.9)	31 (0.0)	165 (0.1)
P T A 会費	2,332 (4.5)	2,527 (2.4)	5,722 (2.4)	8,903 (1.6)	4,229 (4.5)	4,583 (2.1)
その他の 学校納付金	1,865 (3.6)	5,981 (5.8)	13,868 (5.8)	108,122 (20.0)	3,557 (3.8)	32,370 (15.0)
寄付金	135 (0.3)	523 (0.5)	1,520 (0.6)	8,014 (1.5)	279 (0.3)	687 (0.3)

昭和62年度 家庭教育費の支出構成

区分	小学校	中学校	高等学校		幼稚園	
	公立	公立	公立	私立	公立	私立
家庭教育費	98,447円 (100.0%)	92,085円 (100.0%)	53,951円 (100.0%)	65,631円 (100.0%)	73,714円 (100.0%)	108,417円 (100.0%)
補助学習費	33,098 (33.6)	67,907 (73.7)	34,037 (63.1)	40,739 (62.1)	24,273 (32.9)	32,549 (30.0)
物品費	9,314 (9.5)	6,820 (7.4)	3,760 (7.0)	3,938 (6.0)	9,086 (12.3)	13,060 (12.0)
図書費	13,288 (13.5)	20,045 (21.8)	7,167 (13.3)	6,854 (10.4)	12,757 (17.3)	14,084 (13.0)
家庭教師・ 学習塾費	9,434 (9.6)	35,716 (38.8)	14,312 (26.5)	22,704 (34.6)	1,863 (2.5)	4,078 (3.8)
その他	1,062 (1.1)	5,326 (5.8)	8,798 (16.3)	7,243 (11.0)	567 (0.8)	1,327 (1.2)
けいこごと 学習費	65,349 (66.4)	24,178 (26.3)	19,914 (36.9)	24,892 (37.9)	49,441 (67.1)	75,868 (70.0)
物品費	11,145 (11.3)	5,235 (5.7)	3,101 (5.7)	4,506 (6.9)	14,952 (20.3)	18,389 (17.0)
図書費	2,286 (2.3)	759 (0.8)	890 (1.6)	1,272 (1.9)	2,253 (3.1)	3,730 (3.4)
月謝	45,280 (46.0)	15,105 (16.4)	11,575 (21.5)	15,233 (23.2)	28,764 (39.0)	47,326 (43.7)
その他	6,638 (6.7)	3,079 (3.3)	4,348 (8.1)	3,881 (5.3)	3,472 (4.7)	6,423 (5.9)

(『文部時報』1989年9月号より)

ここでは、内容の(2)のウに示されている「天皇の地位」と「国民としての権利と義務」の取り扱いについて示している。

天皇の地位については、日本国憲法に定められていることを取り上げて指導するのは、この指導事項が最初であるところから、ここでは、児童の児童段階を踏まえ、抽象的な指導にならないようするために、例えば、国会の召集、栄典の授与、外国の大使等の歓迎などの具体的な事例を取り除いて、象徴としての天皇と国民との関係を取り上げ、天皇が日本国民の象徴であり日本国民統合の象徴であることを理解させるようにすることが大切である。

また、内容の(1)の歴史学習との関連に配慮し、天皇が国民に歓迎されてきたことを理解させるようにすることも大切である。

これらの指導を通して、天皇についての理解と歓迎の企を深めるようにする必要がある。

国民としての権利及び義務については、興味的に取り上げるのではなく、国民生活の安定と向上を図るために政治が大切な働きをしているという観点から、具体的な事例を取り上げるようにすることが大切である。具体的な事例としては、国民の権利については参政権を取り上げ、国民が政治に参加し権利を守ることになるという指導を行うことが必要である。国民の義務については、納税の義務を取り上げ、税金が国民の生活の向上に使われていることを指導するようにすることが必要である。

(3) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アについては、我が國を取り上げること。

これは、内容の(3)のアの後面において取り上げる国の範囲を示している。ここでは、我が国が経済や文化の交流などで世界の国々と接するつながりをもつていることを理解させることを主なねらいとしている。そのためを取り上げる国については、内容の両端の観点から、3か国程度取り上げて指導するのが適切である。その際、取り上げる国が特定の地域に属しないよう配慮することが大切である。

イ ア及びイについては、概念的、抽象的な指導にならないよう留意し、正しい国際理解と世界平和への努力が大切であることを理解させることを配慮すること。また、我が国の国歌と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国歌と国歌も両様に尊重する態度を育てるよう配慮すること。

これは、内容の(3)ウア及びイの後面における記述事項を示している。

国際理解については、我が国と経済や文化などの面でつながりの深い国を取り上げることとしているが、その側面に当たっては、相手国の人々の立場に立って理解させるようにすることが大切である。そのためには、相手国の人々の具体的な生活を取り上げ、異なる生活や文化について正しい理解をもたらすようする必要がある。

世界平和については、国際交流や国際連合の働きを取り上げることとしているが、その側面に当たっては、世界の平和を願う日本人として世界の国々と協調していくことが大切であることの自覚をもたらすようにする必要がある。そのためには、国際交流の具体的な事例を取り上げ、異なる人々と交わることの意味について考えさせることが大切である。また、国際連合の具体的な働きの事例を取り上げ、人類の皆面向の問題の解決のために果たした

している役割について考えさせることが大切である。

国際理解や世界平和にかかる内容については、オリンピックなどのスポーツの国際交流や国際連合の働きを取り上げることが考えられる。その際、国歌及び国歌について、関連して指導することが必要である。

国歌及び国歌の指導については、我が国の国歌及び国歌の意義を理解させ、それを尊重する態度を育成するとともに、諸外国の国歌及び国歌についても同様にこれを尊重する態度を育成するようにすることをねらいとしている。我が国の国歌及び諸外国の国歌については、第4学年における国歌にかかる指導の上に立って、次のような事項について理解させる必要がある。

- ① 国歌及び国歌はいずれの国もっていること。
- ② 国歌及び国歌は、どの国でもその国の象徴として大切にされており、互いに尊重合うことが必要であること。

- ③ 我が国の国歌及び国歌は、長年の慣行により、「日の丸」が国旗であり、「君が代」が国歌であることが広く国民の認識として定着していること。

なお、我が国の国歌の意義の側面に当たっては、憲法に定められた天皇の地位についての指導との関連を図りながら、国歌「君が代」は、我が國が愛するようにとの願いをこめた歌であることを理解させるよう配慮する必要がある。

また、我が国の国歌及び国歌の意義を理解させることを通して、我が國のみならず諸外国の国歌、国歌を尊重する態度を育てることにも配慮することが大切である。なお、音楽科における国歌の指導や、入学式や卒業式などにおける国歌及び国歌に関する指導などとも関連付けながら、指導することも大切である。

(社会編、第6学年の内容の取扱い)

(3) 国歌「君が代」は、各学年を通じ、児童の児童段階に即して指導すること。

児童が、将来、国際社会において卒業され、信頼される日本人として成長するためには、国歌を尊重する態度を養っていくことが大切である。

音楽科としては、このような意味から、国歌「君が代」を、入学式や卒業式等必要なときには、いつでも歌えるようにしておかなければならぬ。そのためには、例えば、低学年では上級生などの歌うのを聴かせることから始めて徐々に歌いをもたらす。中学生では歌詞や楽譜を見て覚えて歌えるようにし、高学年では国歌の大切さを理解させるとともに、歌詞や旋律を正しく歌えるようになるなど、表現学習の目標や内容とも関連させ、児童の児童段階に即した指導をしなければならない。

(音楽編、指導計画作成上の留意点)

【資料7】

小学校指導書（文部省）

第5節 入学式や卒業式などにおける

国旗及び国歌の取扱い

このことについて学習指導要領第4章第3では、次のように示している。

入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を奏鳴するよう指導するものとする。

日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、児童が将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国旗及び国歌に対して正しい認識をもたらし、それらを尊重する態度を育てるることは重要なことである。

学校において行われる行事には、様々なものがあるが、この中で、入学式や卒業式は、学生生活に有意義な変化や折り目を付け、既成かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上でよい機会となるものである。このような意義を踏まえ、入学式や卒業式においては、「国旗を掲揚するとともに、国歌を奏鳴するよう指導するものとする」とことしている。

入学式や卒業式のほかに、全校の児童及び教職員が一堂に会して行う行事としては、始業式、式典式、運動会、開校記念に関する儀式などがあるが、これらの行事のねらいや実施方法は学校により様々である。したがって、どのような行事に国旗の掲揚、国歌の奏鳴指導を行うかについては、各学校がその実施する行事の意義を踏まえて判断するのが適当である。

(特別活動編、指導計画の作成と内容の取扱い)

ニ 国旗及び国歌の指導の充実

第4年の国土の位置に関する内容とのかかわりで国旗を、第5年の国際理解や国際交流などの内容とのかかわりで国旗及び国歌を取り上げるようにした。

なお、入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の指導に当たっては、社会科や音楽科における指導などとの関連を図り、国旗及び国歌に対する正しい認識をもたらし、それらを尊重する態度を育てることが大切である。

(社会編、総説、改訂の要点)

示すとともに、それをなり扱う際の配慮事項を示したものである。

国土の位置については、地図などを活用しながら、我が国の領土を中心とし、それと隣接する諸国を閑通して取り上げるようする必要がある。その際、我が国の領土については、北方領土の問題についても関心をもたせるようにし、また、近隣諸国については、正式な国名を理解させることができることである。

国土の位置の指導に当たっては、地図帳などを活用しながら、我が国及び諸外国には国旗があることを理解させ、それを尊重する態度を育てるよう配慮する必要がある。

(社会編、第4学年の内容の取扱い)

(2) 内容の(2)について(1)、次のとおり取り扱うものとする。

ア 政治の働きと国民生活との関係を具体的に指導する際には、国民の祝日に关心をもち、その意義を考えさせるよう配慮すること。

これは、内容の(2)について(1)、国民の祝日が定められていることを閑通して取り上げることを示している。

ここでは、日本国憲法や天皇の地位などについて指導することとしている。その際、国民の祝日として宪法記念日や天皇誕生日が付けられていることを閑通して取り上げ指導するとともに、それはかにも国民の祝日があることに关心をもち、その意義について考えさせるよう配慮することも大切である。

イ アについて(1)、但段の役割についても取り上げるよう配慮すること。

これは、内容の(2)のアの政治の働きについて指導する際に但段の役割について取り上げることを示している。

地方公共団体や国の政治の働きとして、ここでは、公共施設の建設や災害復旧の取組みについて取り上げることとしている。その指導に当たっては、公共施設の建設や災害復旧のために必要な費用は税額によって課われていることに気付かせ、税額が大切な役割をはたしていることを考えさせるよう配慮することが大切である。

(社会編、第6学年の内容の取扱い)

(2) 内容の(5)の国土の位置の指導については、我が国の領土と近隣の諸国を取り上げるものとする。その際、我が国や諸外国には国旗があることを理解させるとともに、それを尊重する態度を育てるよう配慮する必要がある。

これは、内容の(5)の国土の位置についての指導において取り上げる範囲を

ニ クの天皇については、日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など兒童に理解しやすい具体的な事項を取り上げ、歴史に関する学習との関連も図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようすること。また、クの国民としての権利及び義務については、参加権、納税の義務などを取り上げること。

【資料8】大江山・松葉保育園の開園を報じた「新潟日報」の記事
('78年1月14日付)

(13) 矢 畑 昭和53年(1978年)1月14日(土曜日) 新潟 36号

**子供ら生き生き
住民立保育園**

新潟・松山の松葉保育園

薄着はだしで駆け回る

しつけも独特
手伝いや遊び
で自立心養成

新潟市西区松葉1丁目1番地に、1月14日、新潟市立保育園として開園した「新潟・松葉保育園」。この園は、地元住民が運営する「民立保育園」であり、建物は、市立保育園として建設されたものを改修して使用している。

園内には、木製の滑り台や大型の砂場、広い芝生遊び場などがあり、子どもたちが元気よく遊んでいます。また、建物内には、保育室や洗濯室、園長室などの機能的な設備が整っています。

この保育園は、地域密着型の運営を目指しており、地域住民の協力によって運営されています。また、園内では、季節の行事や手芸工作など、さまざまな活動が行われています。

新潟・松葉保育園の開園により、地域の子供たちの成長と発達が期待されています。